

	改 正 案	現 行
	（政見放送の回数等）	
第二条	（略）	
2 ～ 4	（略）	
5 候補者（参議院選挙区選出議員の選挙又は都道府県知事の選挙における候補者をいう。以下同じ。）がそれぞれの選挙において行うことができる政見放送の回数は、テレビジョン放送及びラジオ放送を通じて八回（日本放送協会の放送設備及び基幹放送事業者の放送設備によりそれぞれ四回）とする。ただし、参議院合同選挙区選挙において、日本放送協会の設備により行うことができる政見放送の回数は、選挙区ごとにテレビジョン放送及びラジオ放送を通じて四回、基幹放送事業者の設備により行うことができる政見放送の回数は、選挙区の区域内の都道府県ごと（当該基幹放送事業者に係る放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域（第十三条において「放送対象地域」という。）の全部又は一部が当該選挙区の全部の区域を包含している場合は選挙区ごと）にテレビジョン放送及びラジオ放送を通じて四回とする。	5 候補者（参議院選挙区選出議員の選挙又は都道府県知事の選挙における候補者をいう。以下同じ。）がそれぞれの選挙において行うことができる政見放送の回数は、テレビジョン放送及びラジオ放送を通じて八回（日本放送協会の放送設備及び基幹放送事業者の放送設備によりそれぞれ四回）とする。	5 候補者（参議院選挙区選出議員の選挙又は都道府県知事の選挙における候補者をいう。以下同じ。）がそれぞれの選挙において行うことができる政見放送の回数は、テレビジョン放送及びラジオ放送を通じて八回（日本放送協会の放送設備及び基幹放送事業者の放送設備によりそれぞれ四回）とする。
6 候補者が日本放送協会の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、テレビジョン放送及びラジオ放	6 候補者が日本放送協会の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、テレビジョン放送及びラジオ放	6 候補者が日本放送協会の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、テレビジョン放送及びラジオ放

送によりそれぞれ二回（参議院合同選挙区選挙にあつては、選挙区ごとにそれぞれ二回）とする。

送によりそれぞれ二回とする。

7 候補者届出政党又は候補者が政見放送を行うことがで
きる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備
により行うことができる政見放送の回数は、別表第一で
定める基幹放送事業者の中から当該選挙に関する事務を
管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙につい
ては、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙
区選挙管理委員会）が定める。

8 （略）

9 天災、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等、参議
院名簿届出政党等又は候補者の数が著しく多いことその
他やむを得ない事情が生じたときは、日本放送協会及び
基幹放送事業者は、前各項の規定にかかわらず、当該選
挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例
代表選出議員の選挙及び参議院比例代表選出議員の選挙
については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙につ
いては当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙
区選挙管理委員会。以下同じ。）と協議の上、政見放送
の回数を少なくすることができます。

（政見放送の申込み）

第五条 候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、政
見放送（政見の録音又は録画及び放送（録音又は録画を行
わない場合にあつては放送）をいう。以下この条にお
いて同じ。）をしようとするときは、日本放送協会の放

送によりそれぞれ二回

とする。

7 候補者届出政党又は候補者が政見放送を行うことがで
きる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備
により行うことができる政見放送の回数は、別表第一で
定める基幹放送事業者の中から当該選挙に関する事務を
管理する選挙管理委員会

（略）

9 天災、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等、参議
院名簿届出政党等又は候補者の数が著しく多いことその
他やむを得ない事情が生じたときは、日本放送協会及び
基幹放送事業者は、前各項の規定にかかわらず、当該選
挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例
代表選出議員の選挙及び参議院比例代表選出議員の選挙
については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙につ
いては当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙
区選挙管理委員会。以下同じ。）と協議の上、政見放送
の回数を少なくすることができます。

（政見放送の申込み）

第五条 候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、政
見放送

をしようとするときは、日本放送協会の放

送設備による場合にあつてはその指定する場所、基幹放送事業者の放送設備による場合にあつては第二条第七項又は第八項の規定により定められた基幹放送事業者の指定する場所において、その申込みをしなければならない。

3 2 (略)

候補者は、政見放送をしようとするときは、日本放送協会の放送設備による場合にあつてはその指定する場所、基幹放送事業者の放送設備による場合にあつては第二条第七項の規定により定められた基幹放送事業者の指定する場所において、その申込みをしなければならない。ただし、参議院合同選挙区選挙における政見の録音又は録画の申込みは、放送局の設備の事情その他やむを得ない事由があるときを除くほか、基幹放送事業者の放送設備による場合にあつては第二条第七項の規定により定められた基幹放送事業者で参議院合同選挙区選挙管理委員会が当該選挙区の区域内の都道府県の当該基幹放送事業者の数その他の事情を考慮して都道府県ごとに定める基幹放送事業者（以下この条及び第七条第四項において「担当基幹放送事業者」という。）のうち候補者の選択する都道府県の担当基幹放送事業者に対してしなければならない。

4 1 6 (略)

選挙の期日の公示又は告示の前においては、候補者となろうとする者は、自ら又はその代理人により、日本放送協会の放送設備による場合にあつてはその指定する放

送設備による場合にあつてはその指定する場所、基幹放送事業者の放送設備による場合にあつては第二条第七項又は第八項の規定により定められた基幹放送事業者の指定する場所において、その申込みをしなければならない。

3 2 (略)

候補者は、政見放送をしようとするときは、日本放送協会の放送設備による場合にあつてはその指定する場所、基幹放送事業者の放送設備による場合にあつては第二条第七項の規定により定められた基幹放送事業者の指定する場所において、その申込みをしなければならない。

4 1 6 (略)

選挙の期日の公示又は告示の前においては、候補者となろうとする者は、自ら又はその代理人により、日本放送協会の放送設備による場合にあつてはその指定する放

送局、基幹放送事業者の放送設備による場合にあつては第二条第七項の規定により定められた基幹放送事業者の放送局に出向いて、法第九十二条第一項の規定による供託をしたことの証明書を提出する書面及び政党その他の政治団体に所属する者にあつては法第八十六条の四第四項に規定する証明書を提示して、政見放送の申込みをすることができる。ただし、参議院合同選挙区選挙における政見の録音又は録画の申込みは、基幹放送事業者の放送設備による場合にあつては担当基幹放送事業者のうち候補者となろうとする者の選択する都道府県の担当基幹放送事業者に対してしなければならない。

8
～
11
（略）

（経歴書の提出等）

第六条
（略）

2
・
3
（略）

（録音及び録画の日時、場所等）

第七条
（略）

4 候補者又は候補者となろうとする者（以下「候補者等」という。）の政見の録音又は録画は、各候補者等の希望を考慮して、日本放送協会及び第二条第七項の規定に

送局、基幹放送事業者の放送設備による場合にあつては第二条第七項の規定により定められた基幹放送事業者の放送局に出向いて、法第九十二条第一項の規定による供託をしたことの証明書を提出する書面及び政党その他の政治団体に所属する者にあつては法第八十六条の四第四項に規定する証明書を提示して、政見放送の申込みをすることができる。

8
～
11
（略）

（経歴書の提出等）

第六条 候補者は、経歴放送に使用するための経歴書を別記第五号様式に準じて作成し、申込期日までに日本放送協会及び第二条第七項の規定により定められた基幹放送事業者に提出しなければならない。

2
・
3
（略）

（録音及び録画の日時、場所等）

第七条
（略）

4 候補者又は候補者となろうとする者（以下「候補者等」という。）の政見の録音又は録画は、各候補者等の希望を考慮して、日本放送協会及び第二条第七項の規定に

より定められた基幹放送事業者（参議院合同選挙区選舉

より定められた基幹放送事業者

にあつては、候補者等の選択する都道府県の担当基幹放送事業者）がそれぞれ定める日時及び場所において行う。

がそれぞれ定める日時及び場所において行う。

5 前各項の場合において、日本放送協会及び基幹放送事業者は、第五条第五項から第七項までの政見放送の申込みをした候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等となろうとする政党その他の政治団体又は候補者となろうとする者については、選挙の期日の公示又は告示の前において録音又は録画を行うことができる。

6 (略)

7 第四項の場合において、国務その他やむを得ない事由がある候補者等については、基幹放送事業者は、他の放送事業者において政見を録音し又は録画した物を使用して当該候補者等の政見放送を行うことができる。

(録音及び録画の回数等)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 日本放送協会又は基幹放送事業者が候補者等の政見放送のために行う録音又は録画の回数は、それぞれの候補者等について一回とする。

5 (略)

6 日本放送協会及び基幹放送事業者は、放送局の設備の事情その他やむを得ない事由があるときは、他の放送事

がそれぞれ定める日時及び場所において行う。

5 前各項の場合において、日本放送協会及び基幹放送事業者は、第五条第五項から第七項までの政見放送の申込みをした候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等となろうとする政党その他の政治団体又は候補者となろうとする者については、選挙の期日の公示又は告示の前において録音又は録画を行うことができる。

6 (略)

7 第四項の場合において、国務その他やむを得ない事由がある候補者等については、基幹放送事業者は、他の放送事業者において政見を録音し又は録画した物を使用して当該候補者等の政見放送を行うことができる。

(録音及び録画の回数等)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 日本放送協会又は基幹放送事業者が候補者等の政見放送のために行う録音又は録画の回数は、それぞれの候補者等について一回とする。

5 (略)

6 日本放送協会及び基幹放送事業者は、放送局の設備の事情その他やむを得ない事由があるときは、他の放送事

業者において録音し若しくは録画した物又は候補者届出政党等が録音し若しくは録画した政見で他の放送事業者に提出された物を使用して政見放送を行うことができる。ただし、北関東選挙区及び東京都選挙区においては、第二条第八項の規定により定められた基幹放送事業者は、日本放送協会において録音し又は録画した物を使用して当該政見放送を行うことができる。

7 (略)

(選挙区ごとの政見放送の日時の決定)

第十三条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、前条第一項の規定による通知に基づいて、衆議院小選挙区選出議員の選挙において行う政見放送及び参議院合同選挙区選挙において当該選挙の選挙区を構成するいづれか一の都道府県の全部の区域を放送対象地域の全部とする基幹放送事業者の設備により行う政見放送については都道府県ごと、その他の政見放送にあつては選挙区ごとの政見放送の日時を定めなければならない。

7 (略)

(選挙区ごとの政見放送の日時の決定)

第十三条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、前条第一項の規定による通知に基づいて、衆議院小選挙区選出議員の選挙

については都道府県ごと、その他の選挙にあつては選挙区ごとの政見放送の日時を定めなければならない。

(候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等、参議院名簿届出政党等又は候補者の政見放送の日時の決定等)
第十四条 各候補者届出政党、各衆議院名簿届出政党等、各参議院名簿届出政党等又は各候補者の政見放送の日時は、前条の規定により定められた

政見放送の日時の中において、当該選

(候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等、参議院名簿届出政党等又は候補者の政見放送の日時の決定等)
第十四条 各候補者届出政党、各衆議院名簿届出政党等、各参議院名簿届出政党等又は各候補者の政見放送の日時は、前条の規定により定められた衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県ごと、その他の選挙にあつては選挙区ごとの政見放送の日時の中において、当該選

業者において録音し若しくは録画した物又は候補者届出政党等が録音し若しくは録画した政見で他の放送事業者に提出された物を使用して政見放送を行うことができる。ただし、北関東選挙区及び東京都選挙区においては、第二条第八項の規定により定められた基幹放送事業者は、日本放送協会において録音し又は録画した物を使用して当該政見放送を行うことができる。

挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が、くじで定める。ただし、第十二条第六項の規定により日本放送協会又は基幹放送事業者が他の放送事業者において録音し若しくは録画した物又は候補者届出政党等が録音し若しくは録画した政見で他の放送事業者に提出された物を使用する場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が別に定める。

2・3 (略)

別表第一（第二条関係）

衆議院小選挙区選出議員の選挙、参議院選挙区選出議員の選挙又は都道府県知事の選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者

区分 北海道	テレビジョン放送 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 北海道放送株式会社 株式会社テレビ北海道	ラジオ放送 株式会社S T V ラジオ 北海道放送株式会社
	(略)	(略)

別表第一（第二条関係）

衆議院小選挙区選出議員の選挙、参議院選挙区選出議員の選挙又は都道府県知事の選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者

区分 北海道	テレビジョン放送 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 北海道放送株式会社 株式会社S T V ラジオ 北海道放送株式会社	ラジオ放送 株式会社S T V ラジオ 北海道放送株式会社
	(新規) (略)	(略)

備考 この表において「区分」とは、衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県を、参議院選挙区選出議員の選挙（参議院合同選挙区選挙を除く。）にあつては選挙区を、参議院合同選挙区選挙にあつては当該選挙の選挙区を構成する都道府県を、都道府県知事の選挙にあつては選挙の行われる区域をいう。

挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が、くじで定める。ただし、第十二条第六項の規定により日本放送協会又は基幹放送事業者が他の放送事業者において録音し若しくは録画した物又は候補者届出政党等が録音し若しくは録画した政見で他の放送事業者に提出された物を使用する場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が別に定める。

2・3 (略)